

府中地区まちづくり計画



(伊賀国庁跡)

府中地区住民自治協議会

はじめに

(まちづくり計画の変更にあたって)

平成16年11月に伊賀市が誕生し、12月には、伊賀市自治基本条例が施行されました。

同条例には、住民自ら、生きがいの感じられる「まちづくり」を責任を持って進めていこうという「自治協議会」の制度が策定されています。

府中地区でも、平成16年度から府中区長会を中心に研修会や学習会等に参加し、住民自治協議会設立のための設立準備会を開き、「府中地区住民自治協議会規約」等を検討してきました。そして、平成17年4月8日に府中地区住民自治協議会設立総会を開催しました。

府中地区住民自治協議会は、府中地区内各種団体から構成する「総務広報」「生活環境防災安全」「健康福祉」「スポーツ」「学習文化」「産業振興」の6部会からなっています。各部会がそれぞれの事業計画を検討・作成し、運営委員会で調整しながら府中地区のまちづくりに取り組んできました。

以来、平成25年4月に第二次の見直しを行い、その後8年が経過し、本会の活動が一定の成果を挙げて、部会名も事業に則したものに変わってきましたが、今なお多くの課題が残っています。

このたびの府中地区市民センターの指定管理者制度の導入に合わせ、役員会・各部会会長を中心に「府中地区まちづくり計画」の第三次見直しをしました。この計画に基づいた活動が、府中地区の発展と安心・安全な心豊かな生活ができる府中地区の実現を目指します。

計画年度は、令和8年度までの5ヵ年とします。

令和4年4月
府中地区住民自治協議会
会長 藤林 忠雄

府 中 地 区 概 要

府中地区は、北部に高旗山、笹ガ岳が連続し、東部に布引山地が起伏しており、他の大部分は平野を有している。

北部の連山に沿い柘植川が東から西に流れ、南部から西南にかけて服部川が流れている。

この柘植川と服部川との間の台地を中心に耕地を持つ農村地帯として開けてきました。

鉄道では、地区内をJR関西本線、国道25号（昭和40年12月開通）及び国道25号線バイパスが東西に走り、名古屋・大阪の中間点に位置しているため、佐那具工場団地も造成され進展してきた。中心市街地の東北に位置し、広さ約12平方キロメートルである。

当地区は、服部町、印代、一之宮、千歳、ハイツ芭蕉、佐那具町、外山、坂之下、東条、西条、土橋、山神の12地区から成り立っている。

地区内12地区の人口分布では、人口減少の地区もあれば、新興団地を有する地区や市街化に近い地区では増加現象となり、全体でこの10年間で世帯数は増加しているが、人口としては減少となった。

地区内人口は、令和4年2月末で1930世帯4,163人である。

基本方針及び事業実施計画

総務広報部会

事業運営方針

行政と連携・協働しながら地域づくりを行い、地域が住みやすく、地域への愛着が増し、地域の価値を高める。

事業実施計画

- ・基本協定に定められている必須業務 13 項目を市と協働で取り組む
- ・行政機関との懇談会を開催（市政懇談会、上野北部活性化懇話会等）
- ・まちづくり事業や住民自治協の各種研修会や懇談会に参加する
- ・行政に対する要望や陳情をより強力に実施する
- ・広報「ふちゅう」を地区住民自治協議会・区長会で発行
- ・先進地視察

実施期間：令和4年度～令和8年度

項目	事業名	事業内容(事業主体)			実施期間
		住民自治協議会	協働協議会	行政等	
要望・要請	行政機関との懇談会	要望・要請活動 住民の意見要望の集約	市政懇談会 上野北部活性化懇話会等		継続
広報	広報活動	広報「ふちゅう」の発行			継続
会議	まちづくり計画	「まちづくり計画」の策定 各部会の開催	議会報告会	資料提供	継続
研修	研修に関する事業	研修の企画実施		指導助言 講師派遣	継続
	先進地視察			情報収集	

生活安全部会

事業運営方針

安全で安心して暮らせるまち、健康で安心して暮らせるまちの実現に向けて、防犯・安全活動を充実し、高齢者の交通事故や犯罪を未然に防止するとともに災害に強いまちづくりを進める。

また、地域安全意識の啓発、防犯・地域安全パトロール活動、青少年健全育成活動を行う。

事業実施計画

- ・青色回転灯車両等による地域パトロールの強化
- ・交通安全、防犯、子ども・高齢者の安全確保
- ・地区防災訓練の支援
- ・学校及びPTA 等関係諸団体と連携し、青少年の健全育成の推進を図る
- ・更生保護女性の会事業の支援
- ・先進地視察

実施期間：令和4年度～令和8年度

項目	事業名	事業内容(事業主体)			実施期間
		住民自治協議会	協働協議会	行政等	
防犯・安全	防犯防止事業	青色回転灯者による地域 防犯パトロールの実施			継続
		交通安全、防犯、 子ども・老人の安全確保	更生保護女性の会		継続
		通学路の安全対策とパトロール強化	学校及びPTA 等関係諸団体		継続
防災	自主防災事業	地区防災訓練の実施		連携	継続
			地すべり防止地域 避難訓練の実施		継続
	先進地視察			情報収集	

健康福祉部会

事業運営方針

誰もが健康で安心して暮らせるまちの実現に向けて、世代間交流や気軽に立ち寄れる地域の集いの場「いきいきサロン」や子ども居場所づくりの事業を推進する。

事業実施計画

- ・「いきいきサロン」事業の充実と支援
- ・子育て支援事業の開催
- ・地域食堂等の開催
- ・健康福祉に関する講演会の開催
- ・先進地視察

実施期間：令和4年度～令和8年度

項目	事業名	事業内容(事業主体)			実施期間
		住民自治協議会	協働協議会	行政等	
健康・福祉	健康づくり事業	各地区「いきいきサロン」事業の充実			継続
		子育て支援事業の推進		指導助言 講師派遣 人材育成	継続
		地域食堂の開設		人材育成	継続
		健康福祉に関する講演会等の開催		講師派遣	継続
	福祉事業		独居老人への支援		
		児童福祉連絡協議会の支援			
		先進地視察			情報収集

スポーツ部会

事業運営方針

気軽にスポーツ活動ができ、小さいときから生涯にわたって運動やスポーツを行う「場」や「機会」を提供し、運動やスポーツを好きになるきっかけづくり、住民の健康体力の保持増進、青少年の健全育成、元気に暮らす地域づくりを推進する。

事業実施計画

(1) 体育委員会事業

- ・大運動会
- ・健康ふれあいフェスタ
- ・球技大会（バレーボール・ソフトボール・卓球等）

(2) 生涯スポーツ推進事業

- ・総合型スポーツクラブ活動支援
- ・サークル・スポーツ活動の支援
- ・講習会の開催及び各種講習会への参加
- ・先進地視察

実施期間：令和4年度～令和8年度

項目	事業名	事業内容(事業主体)			実施期間	
		住民自治協議会	協働協議会	行政等		
スポーツ	体育委員会事業	大運動会の実施			継続	
		球技大会の充実			継続	
		健康スポーツふれあいフェスタの実施			継続	
	生涯スポーツ事業	総合型地域スポーツクラブの活動支援			指導助言 講師派遣	継続
		健康ハイキングの実施				継続
		サークル・スポーツ活動の支援			指導助言 講師派遣	継続
		講習会等の開催及び講習会への参加			講師派遣	継続
	先進地視察			情報収集		

学習文化部会

事業運営方針

府中の歴史的な発展の跡を顧みながら郷土「府中」に対する住民の関心と正しい理解を深め、先人たちが体験、伝承したことを学ぶとともに地域住民一人ひとりの人権を尊重した住みよいまちづくりを推進する。

事業実施計画

- ・府中文化祭の実施
- ・人権啓発草の根推進会議（人権啓発地区懇談会、府中人権講演会）の開催
- ・文化財ウォークの開催
- ・先進地視察

実施期間：令和4年度～令和8年度

項目	事業名	事業内容(事業主体)			実施期間
		住民自治協議会	協働協議会	行政等	
学習	生涯学習事業	文化サークル活動の支援	情報収集と提供	情報収集	継続
		歴史講演会・学習会の開催		講師派遣	継続
文化	文化活動事業	文化祭の開催			継続
			歴史遺産の整備 (国庁跡、御墓山古墳等)	連携	継続
		文化財ウォークの開催		講師派遣	継続
人権	人権啓発事業	人権講演会の開催		講師派遣	継続
		人権パネル展の開催			継続
		人権懇談会等の開催		講師派遣	継続
	先進地視察			情報収集	

産業環境部会

事業運営方針

府中の基本的宝である農村景観を守り、農林業の増進に努める。

事業実施計画

- ・ 景観整備事業
- ・ 文化祭等への農作物の販売
- ・ 鳥獣害対策の推進
- ・ 耕作放棄地の活用
- ・ ゴミ減量・分別と集積場の美化運動
- ・ エコ学習
- ・ 先進地視察

実施期間：令和4年度～令和8年度

項目	事業名	事業内容(事業主体)			実施期間
		住民自治協議会	協働協議会	行政等	
農林	地域農業推進事業	文化祭等への参加 (農産物の販売)			継続
			耕作放棄地の活用	連携	継続
			営農組合の充実	連携	継続
		鳥獣害対策の強化		資料提供 連携	継続
	農林地消の推進事業	産直市場設置			
環境美化	景観整備事業	農村、商工街景観事業 (景観や林道の整備)			継続
	ゴミ対策事業	ゴミの選別・集積場の美化			継続
		ゴミ減量リサイクル活動			継続
	先進地視察			情報収集	

府中地区住民自治協議会規約

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この会は、住民相互の連帯を含め住民の創意工夫と責任のもと住みよい府中地区を形成していくことを目的とする。

(名称)

第 2 条 この会を府中地区住民自治協議会（以下、「協議会」という。）とする。

(事務局)

第 3 条 協議会の事務処理を行うため、事務局を府中地区市民センター（三重県伊賀市西条 115 番地の 2）に置く。

(事業)

第 4 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 生活基盤整備活動
- (2) 健康・福祉活動
- (3) 環境保全活動
- (4) 防災・安全活動
- (5) 生涯学習・文化・スポーツ活動
- (6) 産業振興活動
- (7) 地区市民センターの管理運営
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第2章 組織

(会員)

第 5 条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 府中地区に居住する住民
- (2) 府中地区内の自治会
- (3) 府中地区住民で活動する団体及び事業所
- (4) その他会長が必要と認める者

(役員)

第 6 条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
事 務 局 長	1 名
会 計	1 名
監 事	2 名

2 会長及び副会長は、府中区長会の役職をもって選任し、総会において承認する。

3 監事、事務局長及び会計は、総会において選任し、承認する。

(役員の仕事)

第 7 条 協議会の役員の仕事は、次のとおりとする。

2 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 会長は、会計を指導監督しなければならない。
- 5 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 6 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- 7 事務局長は、協議会事務を総括する。

(役員任期)

- 第 8 条 前条の役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
- 2 補欠により選任された役員は、前任者の残任期とする。

第3章 会議

(会議)

- 第 9 条 協議会の会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会（以下「会議という。」とする。
- 2 その他会議について必要な事項は会長が別に定める。

(会議の開催及び運営)

- 第 10 条 会議は過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。
- 2 会議は原則公開とする。
 - 3 会議を開催するに当たっては、開催日時、場所、議題について事前に周知することを原則とする。
 - 4 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長又は部会長の決するところによる。

(総会)

- 第 11 条 総会は、役員、運営委員会委員及び部会委員をもって構成する。
- 2 総会は、毎年定期総会を開催するほか会長が必要と認めたとき臨時総会を開催することができる。
 - 3 総会は会長が招集する。
 - 4 総会の議長は、その総会において出席者の中から選出する。
 - 5 総会は次の事項を決定する。
 - (1) 地域まちづくり計画
 - (2) 会長、副会長、事務局長、監事及び会計の任命
 - (3) 協議会の事業計画、予算決算に関する事
 - (4) その他重要事項に関する事

(運営委員会)

- 第 12 条 運営委員会は、会長、副会長、事務局長、会計、各部会長及び各区長で構成する。
- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。
 - 3 運営委員会は、会長が招集する。
 - 4 会長は、運営委員会の議長となる。
 - 5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計で構成する。

- 2 役員会は、会長が招集し、必要があると認めるときは関係者を招集し、意見を求めることができる。

(部会)

第14条 総会及び部会で決定された方針に基づき施策を実施するため協議会に次の6部会を置く。

- (1) 総務広報部会
- (2) 生活安全部会
- (3) 健康福祉部会
- (4) スポーツ部会
- (5) 学習文化部会
- (6) 産業環境部会

- 2 部会委員は、会長が会員の中から選任する。
- 3 部会には、部会長及び副部会長を置き、部会委員の中から選任する。
- 4 部会長は、部会を代表して会務を総括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者を出席させ意見を求めることができる。

(顧問)

第15条 本協議会は必要に応じて、顧問を置くことができる。

第4章 財務

(会計)

第16条 協議会の運営等に要する経費は、市交付金、地区負担金、会費、委託料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 別途会計規程を定める。

(規約の変更)

第17条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第18条 協議会の解散については、総会の出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規約等への委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が運営委員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は平成17年 4月 8日から施行する。

平成21年 4月 1日 一部改正

平成23年 4月 1日 一部改正

平成29年 4月 1日 一部改正
令和 4年 4月 1日 一部改正